

# (仮称) 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例 (素案) 概要版

## 前文

### 第1章 総則

#### 1 目的

- ① 障害に対する理解の促進、障害に対する差別の解消その他の地域共生社会の推進に関し、基本的な理念と施策の基本的事項を定める。
- ② 様々な状況や状態の区民が互いの多様性を尊重し、異なる価値観を認め合い、暮らし続けられる社会の実現を目指す。

#### 2 定義

#### 3 基本理念

- ① 区民は障害の有無にかかわらず、人権及び基本的自由を享有する個人として尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されること。また、障害を理由とする差別に加えて、性別及び性の多様性に由来する複合的な要因により困難な状況に置かれる場合は、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- ② 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消は、障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることに鑑み、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、全ての区民が多様性を認め合い、障害、障害者及び障害の社会モデルに関する理解を深め、障害者とその家族の気持ちに寄り添うこと。
- ③ 障害者等が意思の形成又は表明のための支援その他必要な支援を受けることに加えて、意思疎通等のための手段について選択の機会が確保されること等により自己決定権が尊重され、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮できる環境の整備を行うこと。
- ④ 様々な状況及び状態にある人が、その置かれた状況に応じて個性を活かし、持てる力を最大限に発揮することのできる社会を目指すこと。

#### 4 責務等

- ① 区の責務
- ② 事業者の役割
- ③ 区民等の協力

#### 5 障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮

### 第2章 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消等のための施策

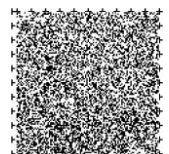
#### 1 障害に対する理解のための意見聴取及び施策の推進

区は障害者の意見を聞く機会を設け、障害に対する区民、事業者の理解を深めるため普及啓発及びその他必要な施策を講じなければならない。

#### 2 障害に対する理解及び障害を理由とする差別の解消に向けた教育

#### 3 相談対応

区は、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずる。



### **第3章 安心して暮らし続けられる地域づくり及び活躍の場の拡大のための施策**

#### **1 地域の支え合い活動の推進**

区は、地域住民及び事業者による交流や支えあいの活動の推進に必要な施策を講ずる。

#### **2 災害時における情報の提供等**

区は、災害時において避難行動に支援を要する障害者等に、必要な情報の提供及び避難場所での適切な配慮が行われるよう必要な施策を講ずる。

#### **3 地域で安心して暮らし続けられる支援体制の構築等**

区は、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる支援体制の構築や、グループホームや通所施設等の施設の確保に必要な施策を講ずる。

#### **4 医療的ケアへの配慮や支援の必要な者等への適切な支援**

区は、医療的ケアへの配慮及び支援の必要な者及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる支援体制の構築に必要な施策を講ずる。

#### **5 教育の機会の確保等**

区は、障害者等がその年齢及び特性等を踏まえた教育を受けられるよう、教育の機会の確保を図ることやインクルーシブ教育の推進等のために必要な施策を講ずる。

#### **6 就労の支援等**

区は、障害者等が自身の特性に応じて働くことができる多様な働く場の創出に努めるとともに、障害者等の就労を支援するための必要な施策を講ずる。

#### **7 地域における参加や活躍の場の拡大**

区は、障害者等が自身の特性に応じて参加できる活動の場の創出に努めるとともに、地域における参加や活躍の場の拡大を支援するための必要な施策を講ずる。

#### **8 文化芸術活動やスポーツ等の機会の提供**

区は、障害者等が多様な文化芸術活動、スポーツ等に参加できる機会の提供に努めるとともに、多様な文化芸術活動、スポーツ等を推進するための必要な施策を講ずる。

### **第4章 情報コミュニケーションの推進のための施策**

#### **1 意思疎通等のための手段の保障等**

区は、意思疎通等の手段の保障及び普及に努めるとともに、障害者等の意思疎通等を促進するための必要な施策を講ずる。

#### **2 意思疎通を支援する人材の養成**

区は、障害者等の意思疎通を支援する者の養成のために必要な施策を講ずる。

